

令和 7 年度宮城県准看護師試験実施要項

1 試験日時

令和 8 年 2 月 1 0 日（火） 午後 1 時 3 0 分から午後 4 時まで

2 試験会場

東北学院大学土樋キャンパス（宮城県仙台市青葉区土樋 1 丁目 3－1）

3 受験資格

保健師助産師看護師法（昭和 2 3 年法律第 2 0 3 号。以下「法」という。）第 2 2 条の規定に基づき、下記（1）から（7）のいずれかに該当するものとする。

- （1）文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において 2 年の看護に関する学科を修めた者（令和 8 年 3 月に修業する見込みの者を含む。）
- （2）文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和 8 年 3 月に卒業する見込みの者を含む。）
- （3）文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和 8 年 3 月に卒業する見込みの者を含む。）
- （4）文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において 3 年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和 8 年 3 月に修業する見込みの者を含む。）
- （5）文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和 8 年 3 月に卒業する見込みの者を含む。）
- （6）外国の法第 5 条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が法第 2 1 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- （7）外国の法第 5 条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、法第 2 1 条第 5 号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの

4 試験科目

人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

5 試験方法

- （1）筆記試験で、出題形式はマークシート方式（四肢択一）とする。
- （2）出題数 1 5 0 問

6 受験者の取り扱い

要項 3 の受験資格を有する受験者について、下記（1）又は（2）に振り分け、（3）のとおり取り扱う。

(1) 優先枠

- ア 宮城県内の看護師養成所等の卒業（修業）見込み者又は卒業（修業）者
- イ 宮城県外の看護師養成所等の卒業（修業）見込み者又は卒業（修業）者で、宮城県内に住所がある者
- ウ 宮城県外の看護師養成所等の卒業（修業）見込み者又は卒業（修業）者で、宮城県内に就業する見込みがある者

(2) 一般枠

(1) 以外の者。

(3) 取り扱いについて

ア 出願受付

(1) に該当する者の申込みの受付終了後、収容人員（299名）に空きがある場合に限って、(2) に該当する者の申込みを受け付けるものとする。

イ 受験者数の調整

試験会場の収容人員により、受験者数の調整を行う必要が生じた場合には、(1) に該当する者を優先する。

7 出願方法

(1) 出願受付期間

ア 優先枠：令和7年11月4日（火） ～ 令和7年11月10日（月）

イ 一般枠：令和7年11月19日（水） ～ 令和7年11月25日（火）

(2) 出願方法

宮城県保健福祉部医療人材対策室のホームページに設けられる専用フォーム（以下、「出願フォーム」という。）に必要事項を入力して出願を行う。

※ 上記以外の方法（来庁、電話、電子メールなど）による出願は一切受け付けない。

(3) 受付終了

申込期間中であっても、上限に達した時点で受付を終了する場合がある。また、出願受付期間中に受付を終了する場合は、宮城県保健福祉部医療人材対策室のホームページに記載する。

(4) 二次募集

(1) の期間中に出了願した者の辞退等により収容人員に空きが生じた場合は、二次募集として下記の期間に出願を受け付ける。二次募集を行う場合は、宮城県保健福祉部医療人材対策室のホームページに記載する。

二次募集受付期間：令和7年12月5日（金） ～ 令和7年12月8日（月）

8 出願書類等

(1) 写真

ア 写真データの条件

JPEG 形式で10MB 以内とし、縦4×横3の比率（縦600ピクセル×横450ピクセル推奨）のものとする。カラー・白黒は問わない。

イ 撮影方法

出願前6か月以内に、無地の背景かつ脱帽して正面から撮影したものとし、鮮明で影や光の反射がないようにすること。

ウ 提出方法

顔写真の電子データを出願フォームに添付すること。可能であれば、画像ファイル名を受験者の氏名にすること。

なお、原本の提出は不要とする。

(2) 受験資格を証する書類

以下の書類を電子データ化したものを出願フォームに添付し、ア及びウについては、その原本を、**令和8年2月27日(金)まで**に宮城県医療人材対策室(下記9提出先)に提出すること。

ア 要項3の受験資格(1)から(5)のいずれかに該当する者は、修業証明書又は卒業証明書

イ 要項3の受験資格(1)から(5)のいずれかに該当する者のうち、令和8年3月に修業又は卒業する見込みの者については、修業見込証明書又は卒業見込証明書

※ 受験資格を証する書類に記載されている氏名が、婚姻等により現在の氏名と異なる場合は、発行後6か月以内の戸籍抄本又は謄本を併せて提出すること(証明書の氏名と現在の氏名のつながりが確認できる内容のもの)。

ウ 要項3の受験資格(6)及び(7)に該当する者は、厚生労働大臣による看護師国家試験もしくは都道府県知事による准看護師試験の受験資格認定書の写し

(3) 合格証書送付用封筒

合格証書は、郵送により交付するため、**令和8年2月27日(金)まで**に宮城県医療人材対策室(下記9提出先)に提出すること。

返信用封筒は必ず簡易書留とし、角型2号封筒の表に受験者の郵便番号、住所、氏名、朱書きで「准看護師試験合格証書在中」と明記し、切手490円分(基本料金140円に簡易書留料金350円を加算した合計)を貼付すること。

※ 参考(簡易書留としない場合の郵便物の基本料金について)

合格証書等郵送物一式(12g)と角型2号封筒(17g)の合計重量(29g)の基本料金:140円(定型外50g以内)

(4) 学校単位で提出する場合の特例

上記(2)及び(3)については、学校又は養成所が学校単位で提出することも可能とする。この場合、(2)の各種証明書は全受験者分を一覧にした任意様式とし、各出願受付期間内に下記9の提出先に提出すること。また、(3)の送付用封筒は、宛て先に当該学校等を記載し、枚数に応じて適宜封筒の大きさや種類を変更して構わない。

9 出願書類等提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県保健福祉部医療人材対策室看護班

※郵送の場合は、封筒の表に「准看護師試験出願書類在中」と朱書すること。

※受験者個人で提出する場合は、試験当日に会場で提出することも可とする。

10 受験手数料

(1) 手数料

6,900円

(2) 納付方法

出願フォームに入力したメールアドレスに送付された支払案内から支払画面へ進み、クレジットカード決済またはQRコード決済で手数料を納付すること。

(3) 納付期間

ア 優先枠：令和7年11月12日（水） ～ 令和7年11月18日（火）

イ 一般枠：令和7年11月27日（木） ～ 令和7年12月3日（水）

ウ 二次募集：令和7年12月10日（水） ～ 令和7年12月12日（金）

(4) 留意事項

ア 出願手続完了後は、いかなる理由があっても試験手数料は返還しない。

イ 支払期限を過ぎてからの支払いは、いかなる理由があっても応じない。

11 受験票データの交付

出願手続完了後、令和8年1月末日までに、出願フォームに入力したメールアドレス宛て、受験票データを交付する。出願後、出願フォームに登録したメールアドレス等に変更が生じた場合は、速やかに連絡すること。

なお、紙の受験票の交付は行わないため、試験当日は受験票データを印刷して持参すること。

12 卒業証明書の提出

修業又は卒業見込証明書等（要項8（2）イ）により受験した者については、改めて修業又は卒業証明書を提出すること（令和8年2月27日（金）必着）。修業又は卒業証明書の提出ができない場合は「修業（または卒業）確定証明書」を提出すること。

提出に当たっては、封筒の表に「修業証明書等在中」と朱書し、要項9の宛て先に送付すること。

上記の手続を怠った者又は期限までに提出がなかったものは、理由の如何を問わず、また、試験の成績如何に関わらず、受験資格がなかったものとする。

※ 提出期限は、各学校の事情に合わせて変更しないため、あらかじめ学校側に提出の可否を確認した上で受験申込を行うこと。

13 合格者の発表

令和8年3月10日（火）午後1時30分に、宮城県庁1階掲示板及び県内各保健所及び支所（仙台市を除く）、当室のホームページに合格者の受験番号を掲示する。

14 合格証書の交付

合格者には合格証書を交付する。

15 試験結果の開示

試験の結果については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定により、受験者本人へ情報提供することができる。

試験結果について情報提供を求める場合は、受験者本人が受験票及び本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等で本人の顔写真が貼付されたもの）を持参のうえ、午前9時から午後5時までの間に、下記の開示場所で直接行うこと。ただし、閉庁日は開示の請求ができない。

開示できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
受験者	総合得点	合格発表の日から1か月間	宮城県庁7階医療人材対策室内

16 その他

- (1) 受験票データが令和8年1月末日までに交付されない場合は、下記まで問い合わせること。
- (2) 受験中の不正行為が判明した場合や受験中に試験監督の指示に従わないときは、受験無効や合格取り消しとする場合があるので注意すること。
- (3) 荒天、災害等の緊急の事態により、試験開始時刻に繰り下げ等がある場合には、当室のホームページに掲載する (<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryoujinzai/>)。
- (4) 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、令和8年1月30日（金）までに宮城県保健福祉部医療人材対策室に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。
- (5) 受験の際のマスクの着用は、個人の判断による。ただし、マスクを着用する場合であっても、試験時間中の写真照合の際には、試験監督員の指示に従い、一時的にマスクを外すこと。

【試験についての問い合わせ先】

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県保健福祉部医療人材対策室看護班

電話 022-211-2615